

公共料金の見直しについて

公共料金については、概ね3年ごとに見直しを実施しており、前回は、藤沢市行財政改革2024の取組に位置付け、令和6年度及び令和7年度の2か年で料金改定を行いました。

本市の財政状況は、中期財政見通しで示したとおり、今後、各年度の予算編成において大きな財源不足が生じることが見込まれており、健全財政を維持するためには、優先的に行うべき事業の選択や、あらゆる歳入確保に努める必要があります。

今回の取組は、社会経済情勢により物価高騰や労務費が上昇する中、公共施設の維持管理費や行政サービスのコスト上昇に加え、国制度の拡大や市民ニーズの多様化による歳出増加に比べ、このことへの対応に必要となる歳入増加が見込めないことから、受益と負担の適正化及び財源確保等を図るため令和9年度の予算編成に向け実施するもので、見直しの考え方やスケジュール等について、報告するものです。

1 見直しの基本的な考え方

- (1) 受益と負担の適正化を図り、社会的公平性を確保するために実施します。
- (2) 行政経営の視点に立ち、効率化・最適化の観点から、既存事業及び施設等の現状を把握した上で、今後の方向性を踏まえ、公共料金の改定等について検討します。
- (3) 一般の市民が施設等を使用する場合と、営利活動で施設等を使用する場合の算出根拠等に差を設定します。

2 見直しの対象

全ての公共料金（施設利用に係る使用料や証明書の発行に伴う手数料等）を見直しの対象とします。また、現在無料としている施設等については、係る経費のすべてを原則市税で賄っており、維持管理コストの上昇に対して、施設等を利用していない市民との公平性を図る必要があることから、見直しの対象に含めます。併せて、減免基準が定められているものについては、本来の目的や必要性に即し、公平性が担保されているか確認します。

ただし、次のものは除外または別途協議をします。

(1) 除外するもの

- ア 法令に定めのあるもの
- イ 国・県の基準や算定方式どおりのもの
- ウ 市が料金設定するもののうち受益者負担割合が別に定める基準以上のもの

(2) 別途協議するもの

- ア 審議会等の答申に基づき料金見直しを定期的に行っているもの
- イ 事業の進捗状況等により見直しを図るもの

3 受益者負担割合の算出方法

(1) 全体コスト（行政コスト）の算出

事業に係る全体コスト（行政コスト）を算出します。

＜全体コストに計上する費用＞

原則として次の費用を合算して算出します。

- ・使用料…資本費（用地・建物等取得に係る償還利子、減価償却費）
管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）
- ・手数料…管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）

(2) 「調整率」に基づく「基準コスト」の算出

全体コストを単位当たりコストに分割したもののについて、行政サービスの利用区分に応じて決定する「調整率（５０％～１００％）」を乗じて、「基準コスト」を算出します。

ア 一般の市民を対象とするもの

(ア) 一般市民に係る行政サービス

A 享受が必需的なサービス
単位当たりコスト×**５０％**

B 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×**７５％**

(イ) 特定の市民に係る行政サービス

C 享受の必要度が高いサービス
単位当たりコスト×**７５％**

D 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×**１００％**

イ 営利活動を対象とするもの

単位当たりコスト×**１００％**

(3) 受益者負担割合の算出

事業に係る基準コストと現行料金を比較して受益者負担割合を算出します。

＜計算式＞

$$\frac{\text{現行料金}}{\text{基準コスト（単位当たりコスト} \times \text{調整率）}} \times 100 = \text{受益者負担割合（\%）}$$

4 改定料金案の算定

改定料金案の算定にあたっては、急激な市民負担とならないよう、受益者負担割合に応じて、「改定率」を設定します。原則として、「改定率」の範囲内で、県内各市及び類似都市の料金等との均衡を考慮し、現行料金に乗じて、改定料金案を算定しますが、営利活動を対象とするものについては、「改定率」の最大値を乗じます。

また、受益者負担割合が別に定める基準未満であるものの、料金改定をしない場合には、現行料金を維持する手法を検討します。

＜参考＞過去の改定率

改定率	受益者負担割合		
	改定作業年度		
	H22年度	H29年度	R5年度
120 %	50.0%～66.7%未満	50.0%～66.7%未満	50.0%～66.7%未満
130 %	25.0%～50.0%未満	25.0%～50.0%未満	33.3%～50.0%未満
140 %	16.7%～25.0%未満	16.7%～25.0%未満	25.0%～33.3%未満
150 %	12.5%～16.7%未満	12.5%～16.7%未満	20.0%～25.0%未満
160 %	10.0%～12.5%未満	10.0%～12.5%未満	
170 %	10.0%未満	10.0%未満	20.0%未満

※平成25年度、令和2年度は改定見送り

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月～12月	コスト分析、対象事業ヒアリング
令和8年2月	2月市議会定例会に公共料金の見直しの中間報告
4月～5月	改定率の設定、公共料金改定案の作成
6月	6月市議会定例会に公共料金改定案の報告
9月	9月市議会定例会に関係条例改正議案の提案
10月～3月	市民周知（広報ふじさわ・ホームページ等）
令和9年4月	公共料金の改定

以 上

（事務担当 財務部財政課）